

○国分寺市地域公共交通会議設置要綱

平成20年12月18日

要綱第29号

最近改正 平成27年4月3日

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便を図り、地域バス事業その他の旅客運送サービスの充実に資することを目的とし、国分寺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に関すること。
- (2) 地域バス事業等地域の実情に即した輸送サービスに関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 1人以内
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者 4人以内
- (4) 一般社団法人東京バス協会の代表者 1人以内
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者  
1人以内
- (6) 国土交通省関東運輸局の職員 1人以内
- (7) 警視庁小金井警察署の職員 1人以内
- (8) 東京都建設局の職員 1人以内
- (9) 市長又はその指名する者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、主宰者である市長が招集する。

- 2 会長は、交通会議の議長となる。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が整った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市建設部事業計画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。